

S60年 2月 5日
認 可 公 告

横 浜 港 南 台 建 築 協 定 書

第 1 条 (目 的)

この協定は、第 5 条に定める区域内における建築物、敷地、用途等について協定し、住宅地としての環境を高度に維持管理することを目的とする。

第 2 条 (名 称)

この協定は、横浜港南台建築協定（以下「本協定」という。）と称する。

第 3 条 (協定の締結)

本協定は、第 5 条に定める区域内の土地の所有権者並びに建築物の所有を目的とする地上権者、又は賃借権者（以下「所有者等」という。）全員の合意により締結する。（以下協定を締結した者を「協定者」という。）

第 4 条 (協定の変更、廃止)

本協定にかかる協定区域、建築物に関する基準、有効期間及び協定違反があつた場合の措置を変更しようとするときは、協定者全員の合意によらなければならない。

2. 本協定を廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意を得なければならない。

第 5 条 (協定区域)

本協定の区域は、次のとおりとする。

横浜市港南区日野町字大多良 5 3 9 9 番 2 1 ほか

1 街区 1 から 1 0 まで

2 街区 1 から 5 まで

3 街区 1 から 5 まで

第 6 条 (建築物の制限)

前条に定める協定区域内の建築物の敷地、用途は、次の各号に定める基準によらなければならない。

(1) 建築物の用途は一戸建てとし、個人専用住宅若しくは医院併用住宅とすること。

(2) 建築敷地は一戸当たり 1 5 0 平方メートル以上とすること。

第 7 条 (有効期間)

本協定の有効期間は、市長の認可公告のあつた日から廃止の認可公告がある日までとする。

第 8 条 (協定の効力)

本協定は、市長の認可公告のあつた日以後において当該協定区域の所有者等となつた者に対してもその効力があるものとする。

第 9 条 (違反者の措置)

本協定第 6 条の規定に違反した者があつた場合、本協定第 1 1 条に定める委員長は委員会の決定に基づき当該所有者等に対して工事施行の停止を請求し、かつ文書をもつて

相当の猶予期間をつけて当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2. 前項の請求があつた場合、当該所有者等はこれに従わなければならない。

第10条 （裁判所への提訴）

前条第1項に規定する請求があつた場合において、当該所有者等がその請求に従わないときは、委員長はその強制履行又は当該所有者等の費用をもつて第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

2. 前項の提訴手続等に要する費用は、当該所有者等の負担とする。

第11条 （委員会）

本協定の運営に関する事項を処理するため協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会は、協定者の互選により選出された委員若干名をもつて組織する。
3. 委員の任期は5年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。
4. 委員は再任されることができる。

第12条 （役員）

委員会に次の役員を置く

委員 長 1 名

副委員 長 1 名

会 計 1 名

2. 委員長は、委員の互選により選出する。委員長は委員会を代表し、本協定運営の事務を総括する。

3. 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が委嘱する。

副委員長は委員長事故あるときこれを代理し、会計は委員会の経理に関する業務を処理する。

第 1 3 条 (補 則)

本協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事並びに委員に関して必要な事項は別に定める。

付 則

1. この協定書は 3 部作成し、うち 2 部を市長に提出し、1 部を委員長が保管する。

2. 運営委員会の役員を選任したとき、及び役員に変更があつたときは、市長に速やかに届け出ること。

3. 土地の所有者等に変更がある場合は、運営委員会に速やかに届け出ること。

4. 協定者は、本協定区域の 1 街区 6 から 9 までの南側及び 3 街区 1 から 6 までの東側に隣接する既存宅地は本協定の区域外で

あること、並びに同既存宅地は都市計画法第8条に定める第1種住居専用地域（建ぺい率50%、容積率80%）に指定されており、建築基準法等関連諸法令に定められた範囲内の建築物が建築できる地域であることを確認する。

上記建築協定の締結に同意します。

昭和 年 月 日